

埼玉県思いやり駐車場制度について

埼玉県 福祉部 福祉政策課

埼玉県思いやり駐車場制度について

制度の概要

障害者や要介護高齢者、妊産婦など移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に「**利用証**」を交付することで、区画の適正利用を推進する制度

開始時期

令和5年 **1月1日**
(改正「埼玉県福祉のまちづくり条例」施行日)



埼玉県マスコット
「さいたまっち」
「コバトン」

制度導入の効果

- ・ 車椅子利用者など、区画を真に必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなる
- ・ 外見ではわかりにくい内部障害者や妊産婦の方なども区画を利用しやすくなる
- ・ 駐車区画の位置や台数などの情報を県が公開することで、外出時の不安が減少

➡ **誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の構築、SDGsの推進につながる**

埼玉県思いやり駐車場制度について

制度スキーム

利用者

障害者や要介護高齢者、妊産婦、けが人など、移動に配慮が必要な方

区画の提供

駐車
(利用証を掲示)

協力施設

- ・ 公共施設
- ・ 商業施設 (スーパー、ドラッグストア、ショッピングモール等)
- ・ 医療機関、福祉施設等

利用証の交付申請

利用証の窓口交付

利用証の交付申請 (電子)

利用証の郵送交付

協力区画の届出

区画表示用ステッカーの配付

市町村

- ・ 利用証の窓口交付
- ・ 制度の周知、普及啓発

利用証、啓発物品の配布

利用証交付状況の報告




県

- ・ 利用証、啓発物品の作成
- ・ 利用証の郵送交付
- ・ 施設及び市町村への協力依頼
- ・ 制度の周知、普及啓発

埼玉県思いやり駐車場制度について

利用証の種類

対象者別に3種類設定。対象区画利用時には車内に掲示

車椅子使用者用	要介護高齢者 障害者等用	妊産婦 けが人等用
 <p>埼玉県思いやり駐車場制度 Parking Permit 利用証 (車椅子使用者用)</p> <p>交付番号</p> <p>彩の国 埼玉県</p> <p>青</p>	 <p>埼玉県思いやり駐車場制度 Parking Permit 利用証</p> <p>交付番号</p> <p>彩の国 埼玉県</p> <p>緑</p>	 <p>埼玉県思いやり駐車場制度 Parking Permit 利用証</p> <p>有効期間 年 月～ 年 月</p> <p>交付番号</p> <p>彩の国 埼玉県</p> <p>オレンジ</p>
有効期限の設定なし (対象者として要件に該当しなくなるまで)		有効期間の 設定あり



▲使用イメージ
(駐車時に車のルームミラーなどに掲示)

利用証の交付申請

- ・市町村で受付（窓口交付）
- ・県の電子申請でも受付（郵送交付）

交付対象者の範囲や申請関係書類、市町村の交付窓口の詳細などは県ホームページに掲載

利用対象者の範囲について

区分		範囲	利用証の色	
身体障害者	視覚障害	4級以上	緑	
	聴覚障害	3級以上	緑	
	平衡機能障害	5級以上	緑	
	肢体不自由	上肢	2級以上	緑
		下肢	6級以上	緑（2級以上の車椅子使用者は青）
		体幹	5級以上	緑（3級以上の車椅子使用者は青）
		脳原性運動機能障害	上肢機能2級以上	緑
	移動機能6級以上		緑（2級以上の車椅子使用者は青）	
内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上	緑	
知的障害者		A以上	緑	
精神障害者		I級	緑	
高齢者等		要介護1以上	緑（要介護3以上の車椅子使用者は青）	
難病患者		特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	緑	
妊産婦		妊娠7か月～産後1年	オレンジ	
けが人等		必要と認める期間（原則1年以内）	オレンジ（常時車椅子を使用する者は青）	

埼玉県思いやり駐車場制度について

対象区画

新たに「優先駐車区画」を加え、2種類設定。ステッカーや塗装で表示

車椅子使用者用駐車区画（幅3.5メートル以上）



▲整備例



▲ステッカー

優先駐車区画（幅2.5メートル程度）



▲整備例



▲ステッカー

区画の登録状況

(R6. 1. 31現在)

※協力施設は随時募集

施設区分	施設数	区画 計	車椅子区画	優先区画
公共施設	1,728	4,827	3,566	1,261
民間施設 (商業・医療・福祉等)	1,112	2,279	2,043	236
計	2,840	7,106	5,609	1,497

埼玉県思いやり駐車場制度について

制度のPR

- 10月24日に知事記者会見において記者発表
- 11月1日に浦和駅（知事参加）、大宮駅でチラシ・啓発品配布
- 商業施設などでのポスター掲示、店内放送の実施
- 県や市町村の広報紙でのPR、県SNSでの情報発信
- 各種イベントでの広報
- 企業と連携した路面塗装の取組 など



▲知事会見の様子



▲駅でのキャンペーンの様子



彩の国 埼玉県 制度導入に向けて令和5年3月に「埼玉県福祉のまちづくり条例」が改正されました。(令和5年11月施行)

令和5年11月スタート

埼玉県 思いやり駐車場制度

(パーキング・パーミット制度)

区画が必要な方のために、ご理解とご協力をお願いします

埼玉県思いやり駐車場制度とは
障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

利用証(3種類)			利用できる駐車区画	
(駐車時にルームミラーに掲示)			区画のある施設は県ホームページで確認できます。	
車椅子使用者用	要介護高齢者障害者専用	妊産婦向けが人専用	車椅子使用者用駐車区画	優先駐車区画
交付対象者、申請方法は県ホームページで確認できます。			車椅子使用者が優先的に利用できる車椅子専用駐車区画(幅員3メートル以上)	幅の広い区画は必要ないものの、歩行が困難、移動の際に配慮が必要な方が優先的に利用できる駐車区画(幅員3メートル未満)
デザイン			区画表示・整備例	
特徴	なし(要件に該当しなくなるまで)	あり		
区画の活用	「優先駐車区画」を優先利用(優先駐車区画がない駐車場で、車椅子使用者が駐車可能な区画に余裕がある場合に活用)			

埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当 埼玉県思いやり駐車場制度 検索

▲ポスター

令和5年
11月
スタート

埼玉県 思いやり駐車場制度

(パーキング・パーミット制度)



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

区画が必要な方のために、
ご理解とご協力をお願いします



埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

利用証(3種類)

(駐車時にルームミラーに掲示)

交付対象者、申請方法は裏面をご覧ください。

種類	車椅子使用者用	要介護高齢者 障害者等用	妊産婦 けが人等用
デザイン			
有効期間	なし (要件に該当しなくなるまで)	あり	あり
区画の利用	「車椅子使用者用駐車区画」を優先利用	「優先駐車区画」を優先利用 「優先駐車区画」がない駐車場では、 「車椅子使用者用駐車区画」の利用も可。 (区画に余裕がある場合に限る)	

利用できる駐車区画

区画のある施設は県ホームページで確認できます。

種類	車椅子使用者用 駐車区画	優先駐車区画
概要	車椅子使用者が優先的に利用できる幅の広い駐車区画 (幅員3.5メートル以上)	幅の広い区画は必要ないものの、歩行が困難、移動の際に配慮が必要な方が優先的に利用できる駐車区画 (幅員3.5メートル未満)
区画表示・整備例	 3.5m以上	 3.5m未満



交付対象者

区分		交付基準	利用証の色	申請に必要な書類など	
身体障害者	視覚障害	4級以上	緑	身体障害者手帳	
	聴覚障害	3級以上	緑		
	平衡機能障害	5級以上	緑		
	肢体不自由	上肢	2級以上		緑
		下肢	6級以上		緑(2級以上の車椅子常時使用者は青)
		体幹	5級以上		緑(3級以上の車椅子常時使用者は青)
		脳原性運動機能障害	上肢機能		2級以上
	移動機能		6級以上		緑(2級以上の車椅子常時使用者は青)
内部障害(免疫機能障害を含む)		4級以上	緑		
知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がA以上の方	緑	療育手帳		
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の方	緑	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	緑	次のいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上の方	緑(要介護3以上の車椅子常時使用者は青)	介護保険被保険者証		
妊産婦	妊娠7箇月から産後1年までの方 (出産後は乳児と同伴の場合に限る)	オレンジ	母子健康手帳		
けが人など	医師の診断などにより、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方(原則1年以内)	オレンジ	次のすべて ・医師の診断書若しくは意見書 又は公的機関の証明書など ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)		
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方	医師の診断や福祉サービスの利用票、車椅子購入の領収書などにより、車椅子の常時使用が必要であると認められる方	青			

申請方法

- 交付申請書（ホームページからダウンロード）に必要な添付書類を添えて、お住まいの市町村の窓口での申請又は県への電子申請、郵送申請をすることができます。ご家族などが代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要です。

窓口申請

- お住いの市町村の窓口で申請できます。
- 窓口の詳細は県ホームページで確認してください。

電子申請・郵送申請

- 県福祉政策課で電子申請、郵送申請を受け付けています。



電子申請はこちらから

制度の詳細は県ホームページをご覧ください

埼玉県思いやり駐車場制度 検索

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html



お問い合わせ

埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 TEL 048(830)3223 FAX 048(830)4801

埼玉県思いやり駐車場制度の 協力施設を募集しています

埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害者など歩行が困難な方や配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。(令和5年11月1日から全県で制度開始)

協力施設への依頼内容

● 駐車区画の設置と協力区画としての県への届出

- 次の区画を設置し、県への届出をお願いします。
(車椅子使用者用駐車区画のみでも本制度への登録は可能です)

「車椅子使用者用駐車区画」
(車椅子使用者のための幅3.5m以上の区画)
※既存の区画も、改めて協力区画として届出ください。

「優先駐車区画」
(広い幅を必要としない障害者、高齢者、妊産婦などを対象とした区画(幅3.5m未満))
※一般区画を「優先駐車区画」として設置し、届出ください。

● 制度の周知、適正利用の促進

- 県作成の啓発チラシの配架、ポスターの掲示、店内放送などによる制度の周知をお願いします。
- 利用証を掲示していない車が駐車している場合は、啓発チラシの配付などで制度を周知し、適正利用の促進にご協力をお願いします。

県への届出方法

電子申請システムから届出をお願いします。

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=53024



制度の詳細

制度の詳細は県ホームページも参照してください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html



利用証 (ルームミラーに掲示)



車椅子使用者用 その他の高齢者、障害者等用 妊産婦、けが人等用

区画表示例

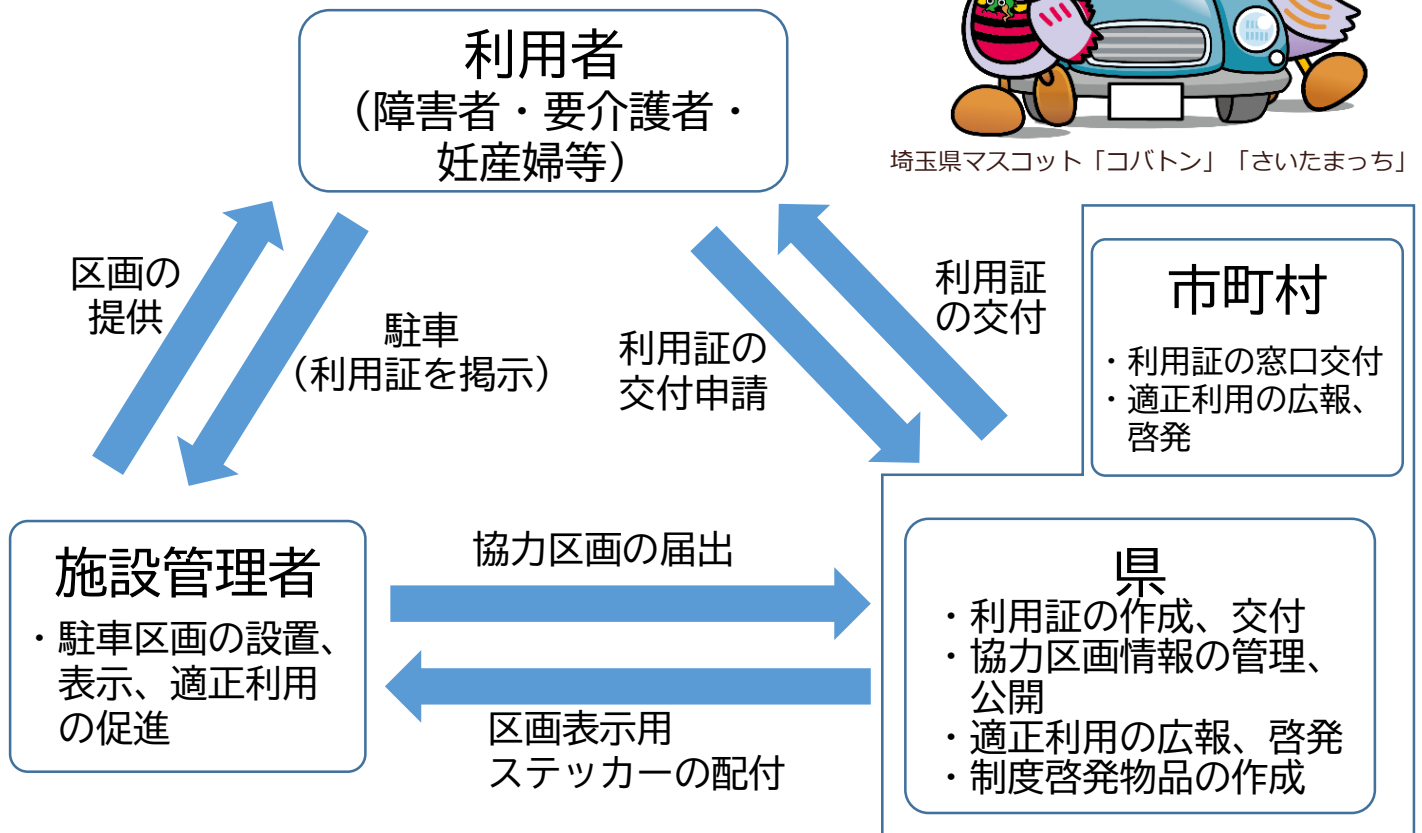


協力区画を看板や路面塗装で表示
(県配布のステッカー、路面デザインを活用)

制度イメージ



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」



協力いただくことによるメリット

1 トラブルやクレームの減少、回避

- 共通の利用証を掲示することで、利用対象者であることが明確となり、利用者間でのトラブルや施設管理者へのクレームの減少、回避が期待されます。

2 施設利用者の満足度向上

- 車椅子使用者など、区画を必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなります。
- 周りの視線が気になり、区画の利用を控えていた内部障害者、妊産婦などが気兼ねなく駐車できる環境が整備されることで、施設の利用満足度の向上に繋がります。

3 共生社会の構築、SDGsの推進

- 障害者、高齢者、妊産婦などの制度対象者や、それ以外の一般の方も含め、施設を利用する方々の相互理解が深まり、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の構築、SDGsの推進に貢献できます。

4 施設のイメージアップ、社会貢献

- 協力施設として県のホームページに公開されるとともに、協力区画が地図情報として埼玉県GIS上に公開されることで、施設のイメージアップ、社会貢献に繋がります。

埼玉県GISポータルサイト <https://portal-pref-saitama.hub.arcgis.com/>

